

副 本

# 控 訴 状

平成 29 年 10 月 23 日

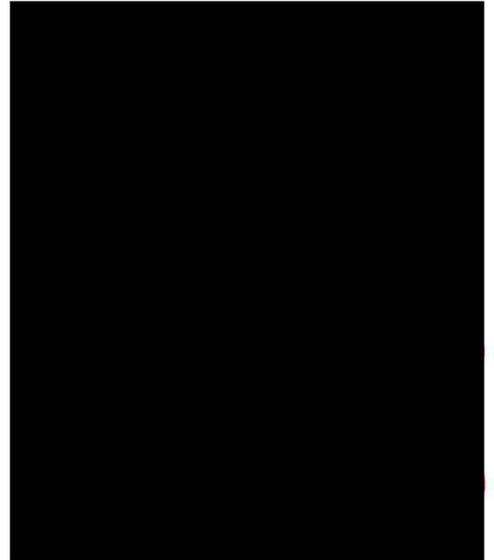
仙台高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

同

同

同



当事者の表示 別紙 1 控訴人目録及び別紙 2 被控訴人目録に記載のとおり

原状回復等請求控訴事件

訴訟物の価額 4 億 9 7 9 5 万円

貼用印紙の額 2 2 7 万 1 0 0 0 円 (現金納付)

上記当事者間の福島地方裁判所平成 25 年 (ワ) 第 38 号, 同第 175 号, 平成 26 年 (ワ) 第 14 号, 同第 165 号の各原状回復等請求事件について, 平成 29 年 10 月 10 日に言い渡された判決には不服があるから, 別紙当事者目録記載の被控訴人らに対して控訴を提起する。

第1 原判決の表示（別紙は省略）

- 1 本件訴えのうち、原状回復請求に関する訴えをいずれも却下する。
- 2 本件訴えのうち、平成29年3月22日以降の損害賠償金の支払を求める訴えをいずれも却下する。
- 3 原告らの被告東電に対するその余の主位的請求（一般不法行為に基づく請求）をいずれも棄却する。
- 4 被告東電は、別紙6 認容金額目録の各「被告東電認容額」欄に記載のある原告に対し、各「被告東電認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告らの被告東電に対するその余の予備的請求（原賠法に基づく請求）をいずれも棄却する。
- 6 被告国は、別紙6 認容金額目録の各「被告国認容額」欄に記載のある原告に対し、各「被告国認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 原告らの被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、
  - (1) 別紙6 認容金額目録の各「被告東電認容額」欄に記載のない原告らとの関係で生じた費用は原告らの負担とし、
  - (2) 別紙6 認容金額目録の各「被告東電認容額」欄に記載があり、「被告国認容額」欄に記載のない原告らとの関係で、被告国に生じた費用は原告らの負担とし、原告ら及び被告東電に生じた費用はこれを20分し、その1を被告東電の、その余を原告らの負担とし、
  - (3) 別紙6 認容金額目録の各「被告東電認容額」欄及び「被告国認容額」欄のいずれにも記載がある原告らとの関係で原告ら及び被告らに生じた費用はこれを20分し、その1を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決のうち，被控訴人らに係る控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの控訴人に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，第一，二審とも被控訴人らの負担とする。  
との判決を求める。

## 第3 控訴の理由

追って控訴理由書において主張する。

以 上

## 添 付 書 類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 資格証明書 | 1 通 |